

平成31・32年度 建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準説明資料

1 入札参加資格審査の趣旨

公共工事の発注については、発注する建設工事の規模、それが要求する技術的水準等を勘案して、それに見合うだけの能力を有する建設業者を選定するとともに、不良不適格業者の排除を図る必要がある。

このため、土木建築部においては、地方自治法施行令の規定に基づき、2年毎に建設工事入札参加資格審査を行っており、平成30年度はその審査の年となっていることから、「平成31・32年度建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準」を策定する必要がある。

2 審査方法

建設工事入札参加資格審査（格付5業種）においては、客観的事項（客観点数＝経営事項審査における総合評定値（P））と主観的事項（発注者が独自に評価・算定する主観点数＝発注者別評価点）を評価し、その総合評点（＝総合点数）に応じ、有資格者の等級別登録（格付け）がなされる。

※ 格付対象外の業種については、資格等審査の上、名簿掲載を行う。

3 主観的事項（県独自評価）の考え方

（基本認識）

公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、建設業の健全な発展を促進する観点から評価項目及び基準を設定する。

（具体的な考え方）

(1) 工事関連

企業の施工経験及び工事成績、品質確保につながる事項を評価する。

(2) 社会性関連

雇用や環境保全等社会貢献を行った企業に対して適切に加点評価する。

(3) 不良不適格業者の排除

公共工事に参加できる要件を満たした企業を登録するとともに、不正行為等を行った企業に対しては減点評価を行うなど厳正に対処する。

4 入札参加資格審査スケジュール

8月28日 ～31日	県内各地域での建設業者等向け説明会の実施
10月下旬	申請要領等の公表
12月3日 ～14日	入札参加資格申請（県内工事、県内コンサル（宮古・八重山地域除く））
1月9日 ～22日	入札参加資格申請（県外工事、県外コンサル、県内コンサル（宮古・八重山地域））
3月末	結果公表、通知
4月以降	新名簿による発注手続き開始

5 主観的事項（県独自評価）の主な改正点

今回の改正では、若年者雇用の加点を2点から3点に引き上げる。

★若年者雇用（改正）

【改正前】

若年者雇用 2点 →

【改正後】

若年者雇用 3点

【理由】若年者の入職が少ない状況の中、関係団体による技能労働者等の育成も積極的に行われていることから、関係者の取り組みを推進していくために、企業の取り組みを積極的に評価する。

<参考>建設工事入札参加資格者の推移（当初名簿掲載者）

	合 計	県外業者	県内業者(A)	許可業者数 (B)	A/B (%)
平成15年	3,787	448	3,339	5,416	61.7
平成17年	3,627	433	3,194	5,521	57.9
平成19年	3,284	378	2,906	5,207	55.8
平成21年	2,854	325	2,529	4,911	51.5
平成23年	2,748	321	2,427	4,800	50.6
平成25年	2,567	313	2,254	4,600	49.0
平成27年	2,548	343	2,205	4,699	46.9
平成29年	2,458	340	2,119	4,712	45.0

※許可業者数は各年3月末時点

<参考>平成29・30年度入札参加資格者

格付5業種の等級別業者数（県内業者）

	特A	A	B	C	D	合計
土木工事業	71	360	182	357	428	1,398
建築工事業	70	126	129	172	239	736
電気工事業		205	202	85		492
管工事業		205	218	165		588
ほ装工事業		203	86			289

※当初名簿掲載者数